

# 平成29年度愛媛県観光集客力向上支援事業実施要領

## (目的)

第1条 県は、この要領の定めるところにより、観光関係団体や民間事業者等に対して、十分に利活用されていない県内の魅力ある地域資源を活用した、持続的な観光客の増加に寄与する新たな取組みに必要な経費について補助することにより、本県の一層の観光振興を図り、地域経済の活性化につなげる。

## (定義)

第2条 この要領において、「観光事業者」とは、宿泊業者、観光施設所有者又は管理運営者、運輸業者、旅行業者等をいい、「観光関係団体」とは、観光事業者を主な構成員とする団体をいう。

## (対象者)

第3条 観光集客力向上支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 観光関係団体
- (2) 観光事業者
- (3) 観光事業者のグループ（規約、事業計画、収支予算の定めのあるものに限る）
- (4) その他知事が適当と認める者

2 前項の対象者は、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 県が構成員となっている団体等（オブザーバーを除く）
- (2) 市町及び市町のみで構成される団体等

## (対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 県内の地域資源を活用し、新たな観光資源の創出や魅力向上に寄与する事業であること。
- (2) 国及び県の他の補助事業の対象となっていない新規事業であること。
- (3) 公共性（当該支援事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの）が認められる事業であること。
- (4) 事業は、原則として愛媛県内において行うこと。
- (5) 原則として、事業開始年度を含む5年間は補助対象となった事業を行うこと。

## (補助対象期間等)

第5条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から平成30年3月31日までの間とし、補助対象経費等は平成29年度愛媛県観光集客力向上支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条の規定のとおりとする。

## (事業計画書)

第6条 この支援事業による支援を受けようとする者は、事業計画書（交付要綱第3条に規定する様式第1号）に補助対象事業の主たる実施地域の市町長の意見書（交付要綱第3条に規定する様式第2号）を添付して知事に提出するものとする。

（審査）

第7条 知事は、前条による事業計画書の提出があったときは、事業計画の内容等を審査のうえ、支援対象者を決定する。

（補助）

第8条 県は、支援対象者が実施する事業に対して、愛媛県観光集客力向上支援事業費補助金を交付する。ただし、補助金は補助事業により得られた収入を補助対象事業費の総額から差し引いて算出する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。